会議録（概要）

会議名等	平成30年度第1回四街道市いじめ対策調査会		
年　月　日	平成30年6月28日（木）	時　間	14:00～15:45
場　所	青少年育成センター　二階　オープンスペース		
出　席　者	委　員　三浦　光行委員　石原　あゆみ委員　松田　和哲委員 滝本　信行委員　原田　恵理子委員　工藤　俊典委員 富樫　春人委員 事務局　秋庭　行雄指導課長　伊藤　友江指導課主幹 福田　薫指導主事		
欠　席　者	なし		
傍　聴　人	2人		

― 会議次第 ―
1　始めの言葉
2　教育長挨拶
3　説明
4　協議
5　終わりの言葉

― 会議要旨 ―
会議次第に従い進行　伊藤指導課主幹

1　始めの言葉

事　務　局　：　定刻となりましたので、始めさせていただきます。私は本日、進行を務めさせていただきます、教育サポート室室長の伊藤でございます。よろしくお願いいたします。秋庭指導課長ですが、公務のため、終わり次第、本調査会に参加する予定となっております。ご承知おきください。会議の開催に先立ちまして、本日の会議資料の確認をさせていただきます。資料は、会議要項、資料（2種類）、国いじめ防止基本方針、県いじめ防止基本方針、市いじめ防止基本方針、市いじめ防止基本方針改定に向けた素案です。よろしいでしょうか。
　それでは、ただいまから「平成30年度第1回四街道市いじめ対策調査会」を開催させていただきます。お配りいたしました会議次第に従って、進めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

２　教育長挨拶

事　務　局　：　初めに、教育長よりご挨拶申し上げるところですが、本日公務のため、代読させていただきます。

事　務　局　：　皆様、こんにちは。教育長の髙橋でございます。
　本日は、ご多用の中、いじめ対策調査会にご出席いただき、誠にありがとうございます。　また、委員の皆様には、本市いじめ対策調査会委員を引き続きお引き受けいただき、改めて感謝申し上げます。今後とも、本市の子どもたちのためにご協力を賜りたいと存じます。どうぞよろしくお願いいたします。
　　昨年10月に千葉県教育委員会から平成28年度の県の問題行動調査の結果が公表されました。それによりますと、県のいじめ認知件数は、小学校が24,876件で前年度より、2,339件増加、中学校が6,376件で前年度より、123件減少し、ここ数年、小学校における認知件数が増加しています。
　このことについては、本市では、平成29年度は小学校で91件、中学校で19件のいじめが認知されており、小中学校ともいじめの認知件数はここ数年増加傾向にあります。このことについてはいじめの認知に関する教職員の理解が深まり、小さな

いじめも見逃さずに把握する体制が整ったことも一つの要因と考えております。
　しかしながら、いじめの防止と早期発見、早期解決は常に喫緊の課題であり、学校いじめ防止基本方針に基づいて、いじめに対応するための組織や相談体制のさらなる充実に取り組んでまいります。
　さて、平成25年に定められた「いじめ防止対策推進法」が施行されてから3年後の見直しとして、29年3月に文部科学省が、「国いじめ対策基本方針」を改定し、同年11月には千葉県が「千葉県いじめ防止対策基本方針」を改定しました。本市においても国、県の改定内容を踏まえ、今年度「四街道市いじめ防止対策基本方針」の改定を行うことにしました。本日は、「市いじめ防止基本方針」の改定案についても協議いたしますので、委員の皆様それぞれの専門的なお立場から、忌憚のないご意見、ご助言をどうぞよろしくお願いいたします。

事　務　局　：　本日の会議は、出席委員７名、よって四街道市いじめ対策調査会規則第４条の２の規定により、本会議は成立していることを申し添えます。

事　務　局　：　次に、三浦委員長よりご挨拶をお願いしたいと思います。

三浦委員長：　本日は、市いじめ防止基本方針の改定に向けての素案の協議も予定されています。文科省より「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」も出されています。今回も、それを踏まえて作られていると思います。いじめ対策については国をあげて取り組んでいるが、対応の遅れから重大な事案が発生していることが報道されています。本市では、そのようなことが起こらないように、この調査会も慎重に協議したいと思います。

事　務　局　：　それでは、ここからの進行は三浦委員長にお願いいたします。

三浦委員長：　まず会議録の作成ですが、「四街道市審議会等の会議の公開に関する指針」により、審議会等は会議録を作成することとなっております。なお、会議録における発言者名については、「審議会等の会議の公開に関する指針の解釈運用基準」の規定により、原則として明記することとなっておりますので、本調査会においても明記する取り扱いをしたいと存じますが、よろしいでしょうか。

委　　員　：了承

三浦委員長：　次に本日の会議録に署名を受けたいので、署名人を選出させていただきたいと思います。いかがいたしましょうか。

委　　員　：　事務局一任

事　務　局　：　ただ今、事務局一任との声がありましたので、工藤委員にお願いしたいと思います。

三浦委員長：　工藤委員にお願いしてもよろしいでしょうか。

委　　員　：　了承

三浦委員長：　それでは会議録署名人は、工藤委員にお願いいたします。他に会議録について事務局からございますか。

事　務　局　：　会議録作成のため会議内容を録音したいのですが、よろしいでしょうか。

三浦委員長：　録音についていかがいたしましょうか。

委　　員　：　了承

三浦委員長：　次に会議資料につきましては、「審議会等の会議の公開に関する指針の解釈運用基準」の規定により、「協議１　市内小中学校のいじめの現状と課題について」を除く議題に関しては、傍聴人の閲覧に供することといたしますが、よろしいでしょうか。

委　　員：了承

三浦委員長：それでは特にご異議がないようですので、本日の会議は「協議1　市内小中学校のいじめの現状と課題について」を除き、公開といたします。それでは、事務局は傍聴人がいらっしゃいましたら入室させてください。

事　務　局　：2名いらっしゃいますので、入室していただきます。

3　説明

三浦委員長：それでは会議次第に従い、進めて参ります。
最初に「３　説明　平成３０年度市のいじめ防止対策の取組について」事務局から説明をお願いします。

事　務　局　：「教育サポート室」について説明（別添資料1参照）

三浦委員長：事務局の説明について、ご質問等ございましたらお願いいたします。

原 田 委 員：サポート室の相談件数は何件くらいありますか。

事　務　局　：390件ぐらいの相談を受けています。高校生の件数が入るともう少し多くなります。

松 田 委 員：スクールソーシャルワーカー（SSW）は何人いますか。

事　務　局　：四街道市で1名、県から派遣されているSSWが1名います。

三浦委員長：市のSSWは育成センターにいるのですか。

事　務　局　：青少年育成センターに、毎週月曜日に、週1日勤務のSSWがいます。

三浦委員長：県派遣のSSWは、要請に応じて派遣するのですか。

事　務　局　：その通りです。

三浦委員長：それでは、続けて事務局より説明をお願いします。

事　務　局　：「平成３０年度市のいじめ防止対策の取組」について説明（別添資料２）

三浦委員長：事務局の説明について、ご質問等ございましたらお願いいたします。

松 田 委 員：いじめ防止アンケートの実施をするのは市教育委員会ですか。学校ですか。
また、保護者についても学校が実施ですか。

事　務　局　：いじめ防止アンケートは、市教育委員会が行うものです。各学校に実施を依頼しておりますが、アンケートの結果については教育員会で集計や確認を行っております。子どもは毎学期1回以上、保護者については、年1回以上行ってもらうようにしています。アンケート用紙については、学校で3年間保存するようにお願いしています。また、重大事態については5年間保存をお願いしています。結果につい

ては、委員会で確認後、必要であれば、指導・助言を行っています。

三浦委員長： 1番の命の教育の推進ですが、今年から道徳が教科化されたということで、いじめ基本方針の中でも目玉として扱われている。前回1月に行われたいじめ対策調査会でも、学校のいじめ防止基本方針を改定するために、チェックリストを活用して意識化を図っていると聞いているので、学校でも基本方針の改定を受けて動いているのではないかと、推察しています。よく取り組んでいると思います。

（傍聴人退室）

4 協議（非公開）

三浦委員長： 協議事項についてはこれで終わりにいたします。
それでは、4の協議（2）四街道市いじめ防止基本方針の改定について」に入ります。事務局は、傍聴人に声をかけてください。ここで、少し休憩を取ります。50分から始めます。
　では、引き続き会議に入ります。4協議（2）「四街道市いじめ防止基本方針の改定について」、事務局より、説明をお願いします。

（傍聴人入室）

事　務　局：「四街道市いじめ防止基本方針の改定に向けた素案」の説明（資料参照）
（改定に向けたスケジュールの説明も含む）

三浦委員長： 事務局の説明について、ご質問、ご意見等ございましたらお願いいたします。

松 田 委 員 ： 3ページの（1）ウの本人というのは、いじめた側なのか、いじめられた側なのかをわかりやすい表現にした方がよい。

事　務　局 ： 被害者、加害者の両方と考えていましたが、わかりやすい表現にします。

松 田 委 員 ： 12ページ（7）小学校から中学校への情報共有についても入れるとよいのではないか。

松 田 委 員 ： 13ページ（3）早期発見の所では、子どもがSOSを出したら、情報提供をしてくれた子が特定されないようにすることを盛り込んだほうが良い。資料7は、誰に向けてですか。

事　務　局 ： 市全体に向けてです。

松 田 委 員 ： そこに児童相談所の「189」短縮ダイヤルのことを追加して載せたほうがよい。

滝 本 委 員 ： 17ページ家庭における取組のところですが、市は加害者側の目線になっていて、県は被害者側の目線になっているので、両方を載せたほうがよい。

滝 本 委 員 ： 重大事態のところで、21ページの再調査会のメンバーはどうなっていますか。

事　務　局 ： 本庁の総務課で考えているが、メンバーの決め方に困っています。市教育委員会に設置するいじめ対策調査会委員と関係のない方で考えているとのことでした。医療と心理のところが決まっていないようです。

滝 本 委 員 ： 他の市町村では、調査会がスタートしたら同時に再調査会にも声がかかるようにメンバーを決めて動き出しているところもある。

事　務　局 ： 依頼をする人には段取りをつけて、話をするようにしなくてはいけないです

ね。

松 田 委 員 ： 重大事態再調査会は常設しているのですか。それとも、個別に事案が発生した時に招集されるのか。

事　務　局　： 個別の事案が発生した時に招集されます。この調査会は何もなくても開催されますが、再調査会は違います。

松 田 委 員 ： 被害者側の保護者の意見等も踏まえながらの人選になるということですね。

富 樫 委 員 ： 6、13ページの「いじめへの早期発見」とあるが、県の方針では「いじめの早期発見」となっているので、合わせた方がよい。
14ページの「指導上の助言を行う。」とあるが、わかりにくいので県の方針では、「継続的に助言を行う。」とあるので合わせたほうがよい。

原 田 委 員 ： 12ページの教職員の研修で、どうしても人権を守ることだけになってしまうので、心理発達的理解とそれに応じた具体的な対応なども入れるとよい。
15ページの観察を続けるということは、いじめが再発する可能性があるので観察を続けるのではなく、「心の傷が癒えるまで様子を見る。」ということも含めるとよい。
20ページ(4)調査について、児童生徒に対してアンケートを取る時に、親の同意書を取っていないのか。アンケートを取った結果を全生徒に対して、どのようにフィードバックするのか等、基本方針に載せなくても、きちんと市として決めておいた方がよい。

事　務　局　： 市としてどのようにしていくのかは考えておきたいと思います。

三浦委員長： 他にいかがでしょうか。委員の皆様より、貴重なご意見、ご助言をいただきました、改定案の作成に生かしていただきたいと思います。それでは、これで、議事を終了させていただきます。

事　務　局　： 三浦委員長、円滑な議事進行、ありがとうございました。では、次に事務局から連絡をさせていただきます。

事　務　局　： 次回のいじめ対策調査会の連絡をさせていただきます。開催日時は平成31年1月24日(木)10時から予定しております。会場は、隣にあります四街道市役所第二庁舎第二会議室になります。内容は、本市のいじめの状況や、いじめ防止に関する取り組みの報告、いじめの事案のケース検討等を予定しております。また、いじめ重大事態等、緊急の事案が発生した場合は、お集まりいただくこともありますので、どうぞよろしくお願いいたします。

5　終わりの言葉

事　務　局： 本日は、長時間にわたりましてありがとうございました。また、今年度のいじめ防止の取組や、いじめ防止基本方針改定に向けた素案について、さまざまなご助言をいただきまして、ありがとうございました。いただいたご助言を踏まえて、今後もいじめ防止対策に真摯に取り組んでまいります。これで、第2回いじめ対策調査会を終わりにいたします。

会議録署名人　　工藤　俊典